

## 天理市社会教育委員会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、天理市社会教育委員会議（以下「会議」という。）の傍聴の  
手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で氏名、住所及び年齢を傍  
聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任  
者が、その団体の名称及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなけれ  
ばならない。

(傍聴の制限)

第3条 傍聴席が満員となったときその他必要があるとき、当該天理市社会教  
育委員会議の議長（以下、議長という。）は、傍聴を制限し、又は拒絶するこ  
とができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は迷惑を及ぼすと認め  
られる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を  
得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明  
しないこと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、がいとう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、規則第5条第1項により非公開とされたとき並びに議長が傍聴を禁じたとき及び傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(議長の指示)

第8条 傍聴人が、この規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、令和2年8月7日から施行する。

